

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7523)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	消費者被害の救済に関する指導・勧告・公表
関連する 他局の名称	—
概要	消費者と事業者との取引に関する苦情処理に当たり、正当な理由がなくてあつせん、調停の期日に出頭しない事業者に対して、これに応じるよう指導し、又は勧告するものとする。 事業者がこれに従わないときは、その事実を公表する。
根拠となる要綱等	消費者保護条例 第28条第4項、第29条、第32条（昭和51年4月1日条例第32号） ( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf</a> )
行政指導指針	消費者と事業者との取引に関する苦情処理に当たり、正当な理由がなくてあつせん、調停の期日に出頭しない事業者に対して、これに応じるよう指導し、又は勧告するものとする。 事業者がこれに従わないときは、その事実を公表する。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf</a>
備考	